

2013年1月10日

中国での模倣品対策について

上海産業情報センター

横江 隆弘

今年、アメリカアップル社が「iPad」の商標を取り戻すのに、約48億円支払ったというニュースは記憶に新しいことと思います。中国には、高級ブランド品のニセモノや海賊版のDVDだけでなく、あらゆる商品（自動車、自動車部品、電器製品、インクカートリッジ、ベアリング、農薬、化粧品、おもちゃ、食品、日用品など）が、出回っており、中国で活動されている企業の皆様は日々頭を悩まされていらっしゃると思います。2011年の中国の特許出願件数が52万件となり、アメリカを抜き世界一になったのですが、知的財産に関する問題は増えるばかりで、問題の解決は見通しがつく気配すらありません。今回は、その状況を踏まえながら報告したいと思います。

1 まず、社名・製品名・ブランドの商標登録から

模倣品、ニセモノの問題を含む知的財産権の問題は、実際には中国だけでなく、新興国のほとんどの国で問題となっています。ビジネスのグローバル化が進行する中、日本の企業は模倣品対策を企業活動の基本に捉え、面倒くさがらずに、後でしまったと後悔する前に取り組むことが求められています。

模倣品・ニセモノ対策を実施する前提として、商標権、特許権などの知的財産権の取得が前提となります。日本で知的財産権を取得していても、中国で再度手続きをして取得しないかぎり、権利が認められません。先のアップル社の例でも明らかなように、一度登録されてしまうと、これを取り返したり、取り消すためには膨大な時間、費用、労力がかかってしまいます。中国の模倣業者は、それを目的として日本企業のブランド、地名などを片っ端から登録しています。とりあえず中国の状況・様子をみるために、展示会に出展される企業の方々も、我が社は知名度がないから大丈夫ですと安心なさってはいけません。展示会場で配布されたパンフレット、交換された名刺などから社名、製品名、ブランド名を盗られてしまう危険がかなり高いのです。

2008年頃、コシヒカリやひとめぼれなどの日本米を中国で販売しようとしたところ、「越光」、「一目惚」らがすでに商標登録されていて、大きなニュースになったことを記憶されている方もあると思います。同じことが自社にも起こりうるというリスクを持っていただき、中国進出を考えていただく必要があると思います。中国にパンフレットを持って来なくても、日本で有名になったり、展示会に出展されたり、インターネットにサイトを持っておら

れる企業は、リスクがすでに発生していると考えられても過言ではないと思います。

中国の模倣業者が商標の先行取得をするのもその費用が安いからできるのであります。あるコンサルト会社の登録費用は、一商標で代行手数料込で約 3000 元と伺っています。また、登録料だけなら約 1000 元ということです。この手頃な価格が模倣業者等がランダムに商標を登録してしまう要因ともいえるのですが、逆にいえば日本の企業でも費用をあまりかけずに商標登録できるということですから、まずはぜひ社名、製品名等の商標登録からはじめていただくことをお勧めします。

2 商標登録のについて

中国市場は、世界で最も注目されている重要なマーケットの一つであり、ビジネス活動・商取引も非常に数多く行われており、中国における商標出願件数は年々増加する傾向にあります。中国商標局への出願件数は、2001 年に約 27 万件でありましたが、2011 年には 141.7 万件にも上っています。このうち日本企業及び日本人による出願は、2001 年 4123 件でしたが、2011 年には 22868 件に増加しています。

中国での商標権の申請は、日本と同様に先願主義・登録主義を採用しており、中国商標局にて行います。

商標出願の手続きの流れは、下記のとおりです。

① (事前調査)

必須ではありませんが、他の商標との抵触を避けるためにも行うのが、実際的といわれています。

② 出願提出・受理通知

③ 方式審査・補正

出願手続き・書類の内容に関する審査が行われます。補正を行い要求が満たされていれば、次の段階に進みます。この段階で、不合格なら出願無効となります。

④ 実体審査

商標の中味の審査が行われます。拒絶理由がなければ合格となります。拒絶査定を受けた場合は、不服審判を請求するか否かということになります。但し、この場合でも日本と異なり、拒絶理由のある指定商品だけが拒絶査定として通知されることになり、一部の指定商品には商標権が発生していることがあります。

⑤ 公告

公告後に 3 カ月の異議申し立て期間があります。この期間内に第 3 者から、異議申し立てがあった場合は、その異議を審理することになります。

その審理は4年以上の長期間に及ぶこともあるそうです。

⑥ 登録証の発行

登録証の発行までに、スムーズに手続きが進んだとして、約1年かかります。

商標権の有効期間は、10年になります。存続期間の更新申請を行うことにより、更に10年ごとに権利期間を更新することができます。

中国における商標権の審査においては、中国国内での認知度が基準となっています。日本である程度著名な商標であっても、中国国内での認知度が低い場合、中国では簡単に第三者が同じ商標について権利を取得する可能性があります。このことを防ぐためにも、まず「日本の商標権は、日本国内でのみ有効」であることを認識していただき、中国進出前の早い段階で中国の商標出願を検討していただきたいと思います。

また、中国で商標権を取得された場合においても、台湾・香港・マカオでは中国の商標権の効力は及びません。台湾・香港・マカオでは、固有の法律制度を有しており、各々個別に商標の出願をして権利を取得する必要があります。

3 実用新型専利（実用新案）について

社名及び製品等の商標権登録が完了した企業の方々に、次に目を向けていただきたいのが、専利（特許）なのですが、中国では、費用も時間もかかる上に、それほど効果が得られないという声も耳にします。そこでぜひ検討していただきたいのが、実用新型専利（実用新案）です。日本でいうところの実用新案です。

中国において、模倣・ニセモノ等のトラブルが発生しても、そもそも知的財産権を保有していなければ、行政措置・司法措置のいずれの対応もとることができません。

専利（特許）に比べて、実用新型専利（実用新案）はある例で申しますと、代理費用を含めて約5000円で費用が日本に比べて安く、また申請から1年程度で取得することができたとのことでした。

ジェトロ上海事務所は、知識産権部という知的財産権を専門に担当する部署があるほか、上海IPG（他に北京IPG、広東IPGがあります。）という150社あまりで構成する知的財産権問題研究グループの事務局を担当しており、日系企業の知財保護を進めるために、相談等に応じていますので、ぜひご利用ください。

上海産業情報センターでは今後もこれらの状況の変化に注視していきたいと考えております。